

令和5年度 豊後高田市立臼野小学校いじめ防止基本方針

令和5年5月19日修正
豊後高田市立臼野小学校

1 基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、臼野小学校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「豊後高田市立臼野小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または人体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめは、決して許される行為ではなく、いじめられた子どもがいたときには、学校は最後まで守り抜き、いじめを行った子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していかなければなりません。

そこで、国のいじめ防止基本方針や県がいじめ防止基本方針、市基本方針を参考にして、本校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方針や取組の内容等を以下に定めます。

この方針及び取組をもとに、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行っていきます。そのため、年度当初に児童・保護者等に基本方針の説明を行います。また、定期的に点検し、必要に応じて、見直しを行っていきます。

2 いじめとは

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条を参照して）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。けんかやふざけ合いであっても、いじめか否かを判断する）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とします。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は人体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。「いじめはどの子どもにも、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係な児童はいない。」そして何より「いじめは決して許されない」という基本認識に立ち、全ての児童をいじめに向かわせることなく、安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければなりません。本校では、家庭・地域・関係機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処していきます。

(3) いじめの集団構造と態様

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在です。周りで見ている子どもたちの中から「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力となります。

3 いじめ防止の基本的な方向と取組

「いじめはどの学校にもどのクラスにも起こりうる」という考えの下、学校・家庭・地域が一体となり、未然防止・早期発見・解決支援等に継続して取り組みます。

(1) 基本的方向性

①児童に対して

- 児童一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行います。また、学校や学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努めます。
- わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる等、自尊感情を高めさせ、心の充足を図ります。
- 思いやりの心や児童一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さを「特別の教科道徳」の時間や学級活動の指導を通して育みます。
- 「いじめは決して許されない」という認識を児童が持つよう、様々な活動の中で指導します。
- 見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生たちや友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、知らせることが、友だちを助けることにつながることも合わせて指導します。

②教職員に対して

- 児童一人ひとりが自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深めます。
- 児童が自己実現を図れるように、「子どもたちを生かす」授業を日々行うことに努めます。
- 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動の充実を図ります。
- 「いじめは決して許さない」という強い姿勢を教職員がもっていることを様々な活動を通して児童に示します。
- いじめに対してまず誰よりもいじめる側が悪いのだという認識に立ち、全教職員が協力して、これを排除するという共通の認識を持たねばなりません。このような教職員の厳しい姿勢が理解されたとき、いじめ解消の出発点に立つこととなります。教育活動のあらゆる場面や機会を通して、不正を憎み、真の勇気とはどんなものなのかを理解させます。
- 不正義は許さないという全教職員の毅然とした姿勢と、被害児童に対しての親身の指導と、必ず守ってやるという力強いことばと自信のある態度で、被害児童を安心させ、いじめを学校から追放するスタートとします。
- 児童一人ひとりの変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努めます。
- 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもちます。
- 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処など「いじめ問題」全般についての理解を深めます。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにします。
- 問題を一人で抱え込まないで、管理職・同僚への相談、協力を求める意識をもちます。
- いじめの防止等に係る校内研修を実施するとともに、管理職は、研修後、教職員のいじめ問題への対応に関する理解度の把握に努め、研修方法や研修内容のさらなる改善・充実を図ります。

③学校全体として

- すべての教育活動を通して、「いじめは絶対に許されないこと」という土壌をつくります。
- いじめに関するアンケート調査を2か月に1回実施し、結果から児童の様子の変化などを、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に、教職員全体で共有します。
- 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について全教職員の理解と実践力を深めます。
- 平和集会・人権集会などあらゆる活動を通して、学校として「いじめは絶対に許されない」ということを発信・体験させていきます。また、「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、まわりの大人たちに知らせることの大切さを児童に伝えます。
- いじめの重大性を全教職員で認識し、いじめに係る情報を特定の教職員が抱え込むことなく、校長を中心に一致協力した指導体制を確立し、いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図ります。
- 職員連絡会等で「大分県版児童生徒支援シート」を活用して情報交換を行い、支援方針につい

での共通理解を図るとともに、支援方針の見直しや検討をする際の参考にします。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目します。

④保護者・地域に対して

○児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝えます。

○「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切です。このことを学校ホームページ・学校だよりなどで発信し、理解と協力をお願いします。

(2) 指導体制，組織体制

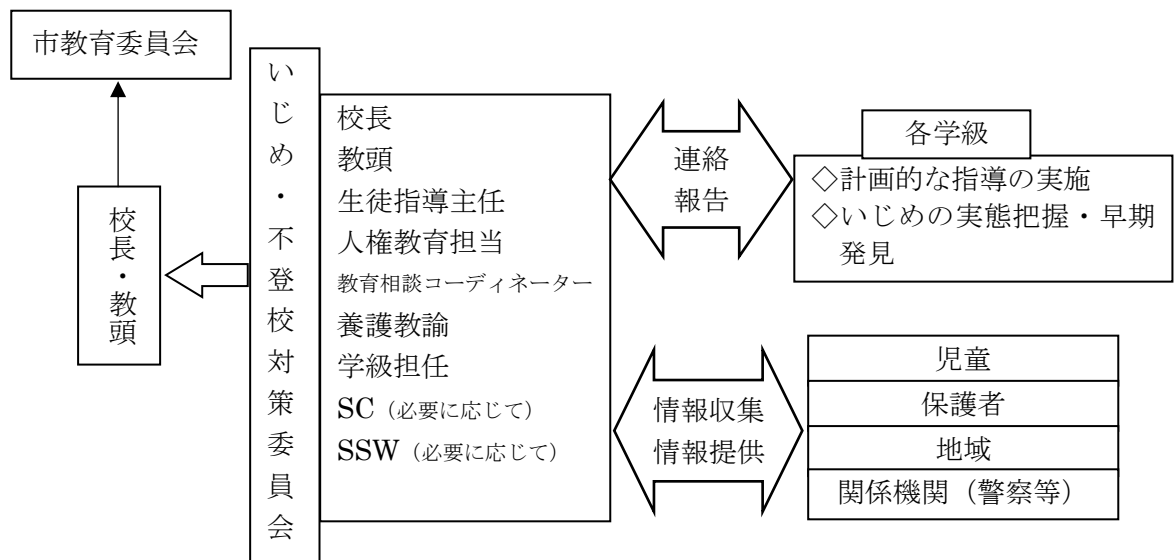
①いじめ防止に関する措置を実行的に行うため、管理職，生徒指導主任・人権教育担当，教育相談コーディネーター，養護教諭，学級担任，SC・SSW（必要に応じて）による「(校内) いじめ・不登校対策委員会」を設置します。

②定例の「いじめ・不登校対策委員会」を月に1回第2水曜日に開催します。

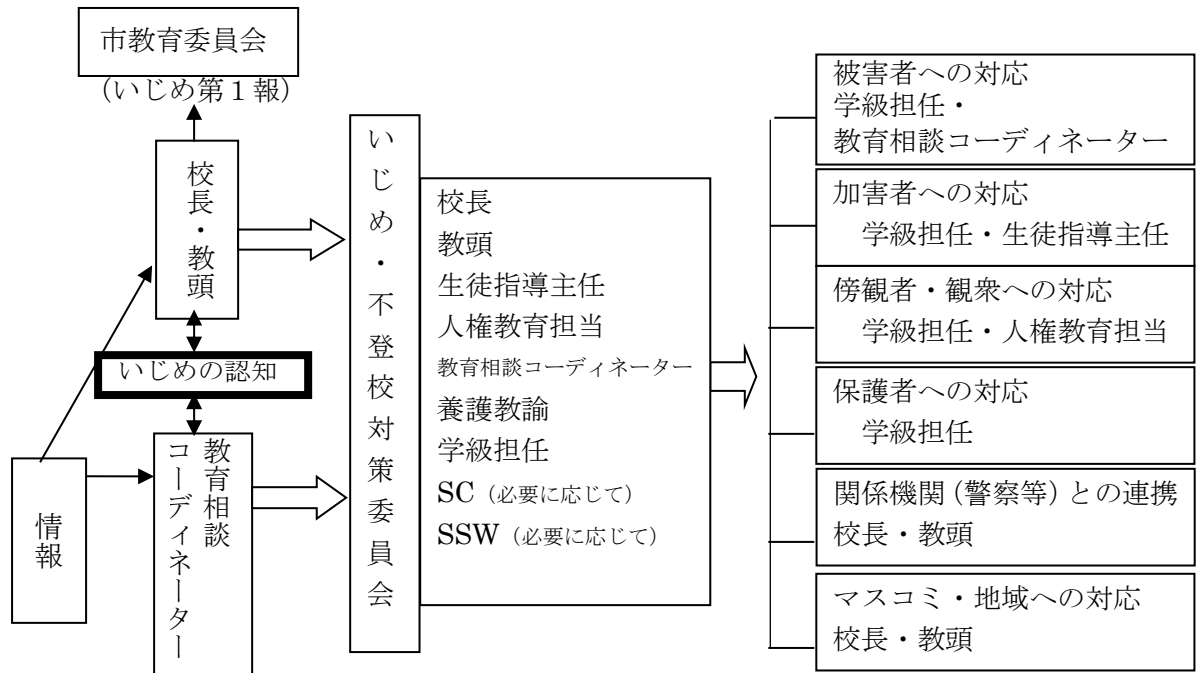
③週1回（毎週木曜）の情報交換で気になる児童への対応を協議します。

④組織体制

【平常時】



【いじめ発生時】



※いじめ事案の発生時は緊急に「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、調査・対応を迅速に行います。

(3) 年間指導計画

	いじめ・不登校対策委員会	教職員・保護者等	児童の生活目標
4月	第1回会議・スマホ等調査	第1回教職員研修会	1年生となかよくなろう
5月	第2回会議・アンケート実施①	家庭訪問	言葉づかいに気を付けよう
6月	第3回会議		廊下を静かに歩こう
7月	第4回会議（1学期反省）・アンケート実施②	保護者研修会①	ピカピカな学校にしよう
8月	第5回会議（再検討）	第2回教職員研修会	
9月	第6回会議		時間を守ろう
10月	第7回会議・アンケート実施③		本をたくさん読もう
11月	第8回会議		やさしい言葉で話そう
12月	第9回会議（2学期反省）・アンケート実施④	保護者研修会②（情報モラル教育）	寒さに負けないじょうぶな体を作ろう
1月	第10回会議（再検討）	第3回教職員研修会	かぜの予防をしよう
2月	第11回会議・アンケート実施⑤	人権集会	6年生との思い出をつくろう
3月	第12回会議（まとめ）	第4回教職員研修会	ピカピカな学校にしよう

4 いじめ防止の措置

(1) 未然防止（あったかハート）

教職員一人ひとりが、すべての教育活動を通じて、子ども同士のこころの結びつきを深め、互いの違いを認めあえる心を育み、いじめを許さない学校づくりに組織的に取り組みます。

- ① わかる授業を心がけ、子どもが学習に対する達成感を味わえるように努めます。
- ② 道徳の時間を通して、いのちの大切さや自己肯定感を高めていきます。
- ③ 人権学習や教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されないこと」と指導します。
- ④ 全校活動の中で協力することを通し、人とよりよく関わる力を育みます。
- ⑤ スマホやインターネットの使用状況を4月に把握し、情報モラル教育を行います。
- ⑥ 「人間関係づくりプログラム」を毎週実施し、自他を認め、お互いに関わり合う力を育成する。

(2) 早期発見（ほっとハート）

- ① 欠席、遅刻、早退を正確にチェックします。
- ② 一日の活動を通じて子どもの様子に注意をはらい、日記等を通して子どもの理解に努めます。
- ③ 定期的な教育相談や連絡ノートによる家庭連絡等を通して、子どもや保護者からの情報を積極的に収集します。
- ④ 児童の様子を担当だけでなく多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設けます。
- ⑤ 2か月に1回の「いじめ（嫌なこと）に関するアンケート調査（無記名式）」を実施し、子どもの状況を把握することに努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深めます。
- ⑥ パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワークサービス）、携帯電話等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもこれらについての必要な啓発を図ります。
- ⑦ 児童とその保護者に対しても、悩みや問題がある時に、相談の窓口があることを知らせると共に、いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていきます。

⑧いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに、校内の「いじめ・不登校対策委員会」を通して、校内で情報を共有するようにします。

(3) 解決支援（にっこりハート）

いじめを発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして組織的にいじめの解決にあたります。

- ① 教職員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握します。その際、被害児童・加害児童といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉えるようにします。
- ② 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行います。
- ③ いじめられている子どもに対しては、学校として「何としても守る」という姿勢を示し、共感的に受けとめる姿勢で対応します。
- ④ いじめている子どもに対しては、「いじめは決して許されない」という毅然とした態度で指導し、まず、いじめをやめさせます。
- ⑤ インターネット上のいじめについては、被害の拡大を避けるため、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図ります。また、必要に応じて、警察や法務局等と適切な連携を図ります。
- ⑥ 友人、知人（傍観者、観衆）に対しては、傍観者もいじめているのと同様であることを指導します。「大人に知らせる勇気を持つ」ことを伝えます。
- ⑦ いじめが起きた時には家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を知らせてもらい指導に生かしていきます。
- ⑧ いじめを受けた子どもや保護者の意向を十分確認した上で、警察、医療機関や相談機関、弁護士（スクール・ロイヤー）などに協力依頼をし、専門的な立場からの助言や具体的支援を求めます。

(4) いじめ解消の判断

少なくとも以下の2つの要件が満たされていると判断された場合にいじめが解消したと判断します。

- ① いじめに係る行為が止んでいる（少なくとも3か月間）こと
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認）

(5) 関係文書の保存

学校の対応については、随時記録を残すとともに、関係文書の保存に当たっては、該当児童が卒業後5年間保存します。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。

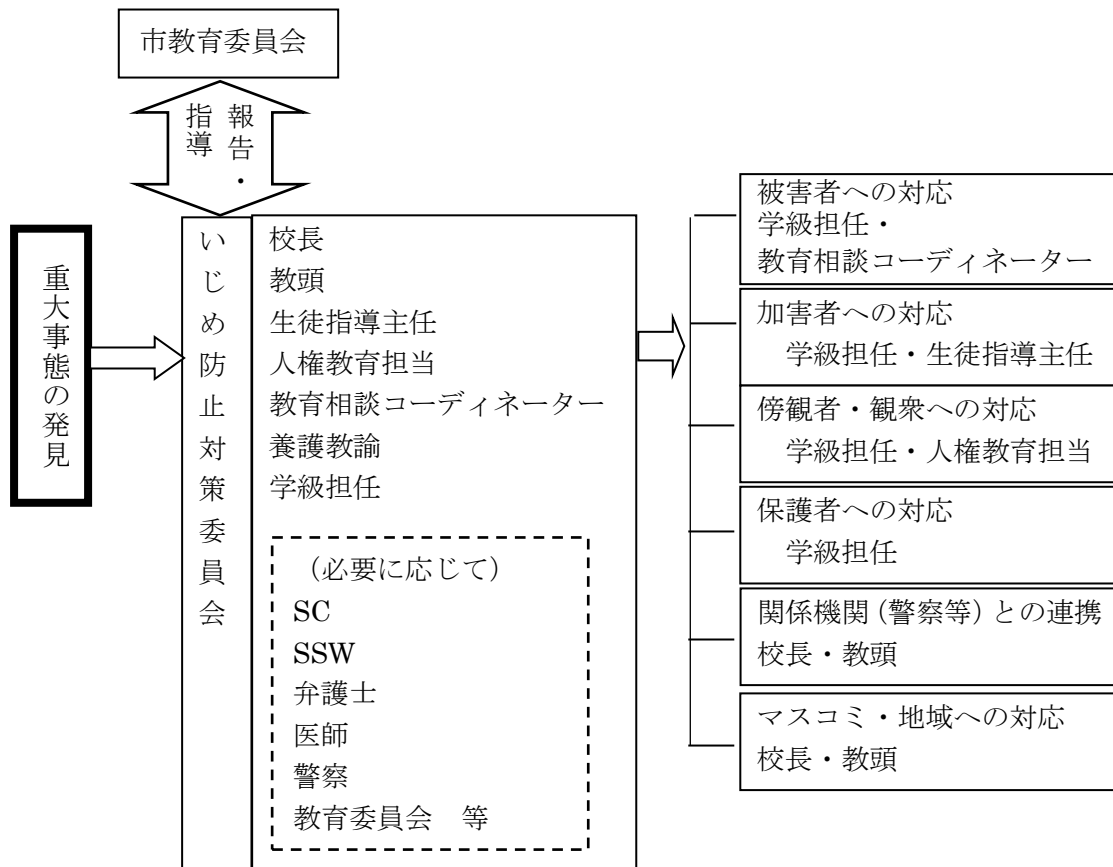
- ① いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ② いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態への対応

「児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合は、教育委員会に重大事態の発生を報告し、当該事案に対処す

る組織「いじめ防止対策委員会」を設置します。また、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとります。

【重大事態発生時】



※ 重大事態が発覚した時点で「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、組織的に対応します。同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い全校児童の不安を解消させます。